

# 舍生心得

熊本県立盲学校

寄宿舎

令和7年度（2025年度）

## 第1章 総則 (目的)

第1条 舍生心得

2 改定方法

(基本理念)

第2条 生活目標

2 人権意識

(定義)

第3条 開舍・閉舍

第4条 歸省・帰舎

第5条 通学路

第6条 成人

## 第2章 日常生活 (日課)

第7条 日課表

## (時間に関するルール)

第8条 平日・祝祭日の門限

2 帰舎日の門限

第9条 入浴

第10条 自習時間

第11条 点呼・延灯

## (届け出)

第12条 外出届

第13条 外泊・帰省届

第14条 カミソリ使用許可願

第15条 与薬依頼書（成人のみ）

第3章 公共施設の利用 (服装)

第16条 共有場の服装

(舍室)

第17条 掃除

第18条 配置

(談話コーナー)

第19条 使用時間

2 飲食

3 TVの視聴・録画

(食堂)

第20条 利用目的

(生活訓練室)

第21条 利用手順

2 留意事項

(共有物)

第22条 共有物一覧

## (禁止事項)

第23条 移動制限

第24条 禁煙

第25条 酒類持ち込み禁止

第26条 政治的・宗教的な活動について

第4章 食事・衛生 (舎食に関するルール)

第27条 舎食を食べる場所

2 舎食の注文

3 取り置き時間

4 持ち込み禁止

## (衛生管理)

第28条 飲食物の管理・ゴミ捨て

第29条 衣類・寝具類の管理

第30条 大掃除・害虫駆除

第5章 安心・安全 (貴重品の管理)

第31条 売買・貸借の禁止

第32条 鍵の貸与

2 鍵の返却

(悩み・相談の対応)

第33条 相談体制

(感染症の予防)

第34条 新しい生活様式(手洗い・うが

い・マスク)

2 換気

3 ソーシャルディスタンス

(病気・ケガ)

## 第35条 病臥者の対応

### 2 ケガの応急処置

(防災・危機管理)

## 第36条 訓練への参加

### 2 非常時の備え

### 3 緊急呼び出し

## 第6章 通信・情報 (電話)

## 第37条 通信機器の使用

### 2 外線の使用・取り次ぎ

(情報端末)

## 第38条 情報端末の使用

### 2 情報モラル

## 附則

# 第1章 総則

## (目的)

第1条 この舎生心得（以下、「心得」という。）は、寄宿舎で集団生活を送る児童生徒（以下、「舎生」という。）が守るべき事項を定めることを目的とする。

2 本心得の改定は、自治会代表者（以下、「双葉会役員」という。）と寄宿舎指導員が年一度の見直し会議を開催し、PTA役員会の承認と校長の決裁を得るものとする。

## (基本理念)

第2条 舎生は、寄宿舎での生活目標を定

め、学習と自己実現に励むこと。

2 舎生は、互いの人格やプライバシーを尊重し、協力して生活する。

(定義)

第3条 原則として、月曜日を開舎、金曜日を閉舎とする。中学部以上の生徒で日曜日に前泊を希望する者は、相談の上でこれを許可する。

第4条 寄宿舎から自宅へ帰る場合を帰省、自宅から寄宿舎へ戻る場合を帰舎とする。単独での帰省または帰舎を希望する者は、相談の上でこれを許可する。

第5条 寄宿舎西側玄関から学校生徒昇

降口において、点字ブロックが敷設された道路を通学路とする。登下校は通学路を通るものとする。

**第6条 高等部本科普通科を除く満18歳以上の者を成人とし、本人をもつて保護者と見なす。但し、必要に応じて保護者の意思確認を行うものとする。**

## **第2章 日常生活**

### **(日課)**

**第7条 舎生は、寄宿舎の日課に沿って規則正しい生活を送ること。**

	平日（月～金）	休日（土日・祝祭日）
起 床	7 : 00	7 : 30
朝 食	7 : 30	8 : 00
登 校	8 : 20	
昼 食		12 : 30
入 沐	下校後～ 19 : 15	帰舍後～ 19 : 15
夕 食		17 : 30
自 習		19 : 30～21 : 00
点 呼		21 : 00
消 灯		22 : 00

(時間に関するルール)

第8条 平日、祝祭日ともに門限は19時

とする。やむを得ない事情で門限に遅れる場合は、必ず寄宿舎に連絡すること。

2 帰舎日について、成人あるいは保護者同伴に限り、門限を20時50分とする。

第9条 入浴時間は、曜日や時季を問わず19時15分までとする。使用したイスは元の位置へ必ず戻すこと。

第10条 自習時間は19時30分から21時までとし、集中して学習に取り組むこと。また、他者の学習の妨げとならないよう、生活音を伴う活動は控えること。

第11条 個別点呼を21時に自室にて

受けること。健康状態や翌日の予定を確認し、学習に伴う延灯の希望があればその場で申し出ること。

### (届け出)

第12条 外出の希望がある場合は、職員室にて『外出届』に必要事項を記入すること。

第13条 週半ばに外泊または帰省の希望がある場合は、『外泊・帰省届』に必要事項を記入すること。

第14条 カミソリ使用を希望する者は、『カミソリ使用許可願』を提出し、カミソリの形状や保管場所、処分の方法等を職員と確認すること。

第15条 成人者において、服薬や薬の管理に不安がある者は、『与薬の預かりと使用依頼書』を寄宿舎に提出すること。

### 第3章 公共施設の利用

#### (服装)

第16条 就寝時の服装のまま居住棟を出ないこと。

#### (舎室)

第17条 公共施設は、丁寧かつ清潔に利用すること。舎室の掃除は毎週日時を決め、自主的に行うこと。

第18条 緊急時の避難経路を確保する

ため、舎室の机とベッドの配置は変えないこと。

(談話コーナー)

第19条 談話コーナーの利用時間は7時から22時までとする。

- 2 談話コーナーで飲食をする場合は、ゴミ等の後始末を必ず行うこと。
- 3 ＴＶの視聴や録画については、個人での独占とならないよう留意し、譲り合つて使用すること。

(食堂)

第20条 食事や会議、行事等で食堂を利用する場合は、職員同伴または職員に届け出ること。

## (生活訓練室)

第21条 生活訓練室の利用を希望する者は、職員の許可を得たうえで『生活訓練室利用届』に必要事項を記入すること。

2 生活訓練室の器具利用や片づけについては、別途定める利用細則に従うこと。尚、利用細則は感染症対策等により隨時変更する。

## (共有物)

第22条 寄宿舎の共有物は丁寧に取り扱い、所定の場所及び使用時間を守ること。共有物の使用を希望する場合は、必ず職員に届け出ること。

共有物	使用場所	使用時間等	備考
扇風機	舍室	隨時	冬季は回収する
アイロン スチーム アイロン	舍室 生活訓 練室	7時～ 22時	
電子レンジ IHコンロ	生活訓 練室	利用細則に 準ずる	自習時間を除く
健康器具 遊具	舍室 談話コーナー	下校後～ 22時	
乾燥機 洗濯機	洗濯場	6時30分	自習時

～22時	間は洗濯室入口のドアを閉めること
------	------------------

### (禁止事項)

第23条 共有箇所を除き、入舎時に定められた居住棟以外への出入りは禁止する。

第24条 健康増進法に基づき、学校及び寄宿舎の敷地内を全面禁煙(電子タバコも同様)とする。また、灰皿や吸い殻の持ち込みも認めない。

第25条 寄宿舎は教育的機関であるため、酒類（ノンアルコールを含む）の持ち込みを禁止する。また、酒気帯び状態での寄宿舎内への立ち入りも認めない。

第26条 政治や宗教に関する意見や態度は互いに尊重しなければならない。寄宿舎において、特定の政治的な信条上の見解や宗教上の教義を広め、もしくは批判する言動や活動を行ってはならない。

#### 第4章 食事・衛生

##### （舎食に関するルール）

第27条 舎食は、原則として食堂で食べ

ること。但し、体調不良時や感染症の状況によっては別途対応する。

- 2 業務用食事から食事の提供がある場合は、事前注文に基づき、必ず食事を見ること。
- 3 業務用食事との取り決めにより、食事の取り置きは調理終了から2時間までとする。  
(朝食は7時から9時まで、夕食は17時から19時まで)
- 4 食事で提供される食品以外は持ち込まないこと。但し、水筒に入れたお茶は許可するものとし、水筒の衛生管理を徹底すること。  
(衛生管理)

第28条 個人の飲食物は、必要に応じて

談話コーナーの冷蔵庫で管理すること。また、ゴミエチケットを守り、決められた場所へ捨てること。

**第29条** 時季ごとに衣替えや寝具交換を行い、収納棚や引き出しの整理整頓を心がけること。

**第30条** 学期ごとに計画された大掃除には協力的に参加すること。また、夏季休業中は害虫駆除を行うため、舍室の荷物は持ち帰ること。

## 第5章 安心・安全 (貴重品の管理)

**第31条** トラブル防止のため、お金や貴

重品、その他物品の売買及び貸借を禁止する。

第32条 貸与された舎室机の鍵は、各自、管理を徹底すること。

2 鍵を必要としない場合は、その旨を職員に申し出ること。また、紛失防止のため、週末に帰省する際は寄宿舎に預けること。

(悩み・相談の対応)

第33条 ひとりで悩みや不安を抱え込まず、いつでも、誰にでも、必ず相談すること。また、他の舎生の様子がいつもと違う場合は、必ず職員に伝えること。

## (感染症の予防)

第34条 新しい生活様式に基づき、手洗いや手指消毒、必要に応じたマスクの着用等を習慣づけること。

- 2 時季を問わず、起床後や下校後は換気を積極的に行うこと。
- 3 集団生活の場において、お互いに距離を保ち、密を避けるよう心がけること。

## (病気・ケガ)

第35条 風邪症状、その他の体調不良等で登校できない場合は、医療機関への受診または自宅で静養し、翌日以降に登校すること。

- 2 ケガをした場合は職員に知らせ、応急

処置を受けること。また、必要な場合は速やかに医療機関を受診すること。

### (防災・危機管理)

第36条 自他の命を守り、防災意識を高めるため、定期的な防災訓練には必ず参加すること。

- 2 非常時に備え、飲料水や3食分の食料、着替え等が入ったバッグを準備しておくこと。また、必要に応じて中身の入れ替えを行うこと。
- 3 服薬が必要な者は常備薬を準備し、避難時に自分で持ち出せるよう保管しておくこと。
- 4 自身に、あるいは身近で体調不良やケ

ガ、身の危険が生じた際は、最寄りのナースコールで知らせること。

## 第6章 通信・情報

### (電話)

第37条 携帯電話、その他情報端末を寄宿舎に持ち込む場合は、貴重品と同等の管理をすること。

2 通話の際は隣室に十分配慮するとともに、自習時間中の使用は極力控えること。また、寄宿舎の外線については、緊急性がなければ自習時間は取り次がないものとする。

### (情報端末)

第38条　自習時間のパソコン、その他情報端末の使用については、学習目的に限り使用可とする。

2　情報端末の浴室やトイレ等への持ち込み、または使用を禁止する。併せて、日課や健康の妨げにならないよう十分気をつけること。

## 附則

この心得は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。